

|    |  |
|----|--|
| 担当 | 職業安定局外国人雇用対策課<br>課長 勝田 智明<br>課長補佐 瀧原 章夫<br>電話：03-5253-1111(内線5766)<br>03-3503-0229(夜間直通) |
|----|--|

## 外国人雇用状況報告(平成15年6月1日現在)の結果について

### 1 趣旨

厚生労働省では、平成5年度から、**外国人労働者の雇用状況について事業所から年1回報告を求める「外国人雇用状況報告制度」**を実施している。本制度は事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力需給の適正な調整と外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものである。

今般、本制度に基づき、**平成15年6月1日現在**で、外国人労働者を雇用している(以下「直接雇用」という。)か、または外国人労働者が労働者派遣、請負などにより事業所内で就労している(以下「間接雇用」という。)事業所から管轄の公共職業安定所に提出された報告を集計し、別添のとおり取りまとめた。

なお、本制度は、従業員50人以上規模の事業所については全事業所を、また、従業員49人以下規模の事業所については一部の事業所(各地域の実情や行政上の必要性に応じて選定)を対象に、公共職業安定所が報告を求めているものである。

### 2 報告の概要

#### (1) 報告を行った事業所及び外国人労働者の概要(→別添：1(1)、P.4)

報告を行った事業所は全体で23,142所、延べ274,145人の外国人労働者について報告を受けた。前年の報告結果と比べると、事業所数は1,692所(対前年比7.9%増)、外国人労働者の延べ人数は46,161人(同20.2%増)増加した。

#### イ 直接雇用について(→別添：1(2)、P.4)

外国人労働者を直接雇用していると報告を行った事業所は20,642所であり、157,247人の外国人労働者について報告を受けた。前年の報告結果と比べると、事業所数は1,445所(対前年比7.5%増)、外国人労働者数は15,962人(同11.3%増)増加した。

- ① 産業別では、事業所数、外国人労働者数ともに「製造業」が最も多く、事業所数で全体の約5割、外国人労働者数で約6割を占めた。
- ② 事業所規模別では、事業所数、外国人労働者数ともに「100～299人」規模が最も多い。
- ③ 1事業所当たりの外国人労働者数の平均は7.6人(前年7.4人)であった。

#### ロ 間接雇用について(→別添：1(3)、P.5)

外国人労働者を間接雇用していると報告を行った事業所は4,655所であり、116,898人の外国人労働者について報告を受けた。前年の報告結果と比べると、事業所数は683所(対前年比17.2%増)、外国人労働者数は30,199人(同34.8%増)増加した。

- ① 産業別では、事業所数、外国人労働者数ともに「製造業」が最も多く、外国人労働者のうち約9割が「製造業」で就労していた。
- ② 事業所規模別では、事業所数、外国人労働者数ともに「100～299人」規模が最も多かった。
- ③ 1事業所当たりの外国人労働者数は25.1人(前年21.8人)であった。

なお、外国人労働者の延べ数のうち、間接雇用の外国人労働者の占める割合は42.6%であり、前年(38.0%)に比べ上昇した。

## (2) 直接雇用の外国人労働者の属性(→別添：2、P.6)

- イ 男女別では、男性が全体の約6割を占めた。
- ロ 職種別では、「生産工程作業員」が最も多く、全体の6割近くを占め、次いで「専門・技術・管理職」となっている。
- ハ 出身地域別では、「中南米」及び「東アジア」がそれぞれ3分の1強を占め、次いで「東南アジア」が1割強となっている。前年との比較では、「その他アジア・中近東」、「東南アジア」、「東アジア」が高い伸びとなる一方、「ヨーロッパ」、「北米」はやや減少した。なお、中南米出身者のうち約9割を「日系人」が占めている。
- ニ 在留資格別では、「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」(以下「就労の制限なし」という。)が全体の約半数を占め、次に「特定の範囲で就労可能な在留資格」(以下「特定の範囲」という。)が約2割を占めている。「特定の範囲」のうち約6割は「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格となっている。また、前年との比較では「留学・就学(アルバイト)」、「特定活動(技能実習生)」、「就労の制限なし」において、対前年増加率が高い伸びを示した。
- ホ 正社員率(ここで言う「正社員」とは、「期間の定めのない雇用契約の下で就労し、1日または1週の所定労働時間が、通常の労働者より短くない者」のことである。)は全体では25.8%であり、前年の29.5%に比べ低下した。職種別にみると、「営業・事務職」、「専門・技術・管理職」で高く、「販売・調理・給仕・接客員」で低い。事業所規模別にみると、500人以上規模の事業所で最も低くなっている。

## (3) 直接雇用の外国人労働者の産業別、事業所規模別特徴(→別添：3、P.8)

- イ 産業別では、「製造業」において「生産工程作業員」、「中南米」出身者及び在留資格「就労の制限なし」の割合が大きい。「飲食店、宿泊業」、「卸売・小売業」では「販売・調理・給仕・接客員」、「東アジア」出身者及び在留資格「留学・就学(アルバイト)」の割合が高いという特徴が見られた。また、「教育、学習支援業」では「専門・技術・管理職」、「北米」出身者及び在留資格「特定の範囲」の割合が大きい。
- ロ 事業所規模別では、規模が大きくなるほど「生産工程作業員」の割合が低下するのに対し、相対的に「専門・技術・管理職」、「北米」及び「ヨーロッパ」出身者、「留学・就学(アルバイト)」の割合が増加する傾向がみられた。

## (4) 直接雇用の外国人労働者の入職、離職状況(→別添：4、P.11)

過去1年間の入離職の状況は、入職者が91,307人、離職者が69,531人であり、前年の報告結果と比べると、入職者は15,535人(対前年比20.5%増)、離職者は11,412人(同19.6%増)増加した。入職率は58.1%、離職率は44.2%、入職超過率は13.8%であり、前年に比べ、それぞれ4.5%ポイント、3.1%ポイント、1.3%ポイント上昇した。

**(5) 主として労働者派遣・請負事業を行っている事業所(→別添：5、P. 11)**

外国人を直接雇用している事業所 20,642 所、外国人労働者 157,247 人のうち、主に労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 1,766 所、外国人労働者 46,830 人であり、それぞれ 8.6%、29.8%を占め、前年との比較では、それぞれ 32.6%増、26.1%増となった。

**(6) 地域別の事業所数、外国人労働者数及びその特徴(→別添：6、P. 11)**

直接雇用について都道府県別にみると、事業所数は東京、愛知、神奈川、大阪、静岡の順で、直接雇用されている外国人労働者数は東京、愛知、静岡、神奈川、大阪の順で多く、いずれもこれら上位 5 都府県で全体の約 5 割を占めている。

**(7) 今後 6 カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定の有る事業所の状況(→別添：7、P. 13)**

報告を行った事業所のうち、今後 6 カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定の有る事業所の数は 2,978 所で、全体の 12.9%であった。

(注 1) 本制度は、従業員 50 人以上規模の事業所については全事業所を、また、従業員 49 人以下規模の事業所については一部の事業所(各地域の実情や行政上の必要性に応じて選定)を対象にし、事業主の協力に基づき報告を求めているものである。本年度は 153,925 事業所に対し用紙を送付したところ、報告書の提出があったものは 77,524 所(送付事業所に占める割合 50.4%)、そのうち外国人労働者を直接雇用しているか間接雇用している事業所は 23,142 所(提出事業所に占める割合 29.9%)であった。

(注 2) 平成 14 年 3 月に日本標準産業分類が改訂され、平成 14 年 10 月 1 日から適用されたことを受け、本制度についても今年度から改訂後の日本標準産業分類を適用している。前年比の算出に当たっては、外国人雇用対策課において平成 14 年度のデータを改訂後の産業分類に置き換え、再集計を行った。

## 外国人雇用状況報告結果(平成 15 年 6 月 1 日現在)

### 1 報告を行った事業所及び外国人労働者の概要

#### (1) 総数(表 1)

今回の結果は、平成 15 年 6 月 1 日現在で、外国人労働者を直接に雇用している(以下「直接雇用」という。)か、または外国人労働者が労働者派遣、請負などにより事業所内で就労している(以下「間接雇用」という。)事業所からの報告を集計した結果であり、報告を行った事業所は全体で 23,142 所、延べ(直接雇用と間接雇用の合計。以下同じ。) 274,145 人の外国人労働者について報告を受けた。前年の報告結果(全事業所数 21,450 所、外国人労働者の延べ人数 227,984 人)と比べると、事業所数は 1,692 所(対前年比 7.9%増)、外国人労働者数は 46,161 人(同 20.2%増)増加した。

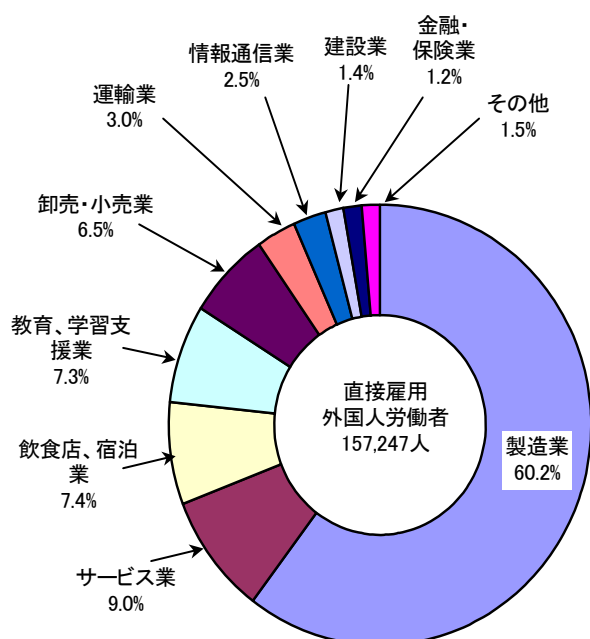
#### (2) 直接雇用(表 2、表 3)

外国人労働者を直接雇用しているとして報告を行った事業所は 20,642 所であり、157,247 人の外国人労働者数について報告を受けた。前年の報告結果と比べると事業所数は 1,445 所(対前年比 7.5%増)、外国人労働者数は 15,962 人(同 11.3%増)増加した。

##### ① 産業別

産業別では、事業所数、外国人労働者数ともに「製造業」が最も多く 10,654 所(構成比 51.6%)、94,741 人(同 60.2%)、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が 2,256 所(同 10.9%)、14,095 人(同 9.0%)、「卸売・小売業」が 2,241 所(同 10.9%)、10,190 人(同 6.5%)、「教育、学習支援業」が 1,005 所(同 4.9%)、11,410 人(同 7.3%)、「飲食店、宿泊業」が 957 所(同 4.6%)、11,594 人(同 7.4%)であり、これら上位 5 分類で、事業所数で全体の約 8 割、外国人労働者数で約 9 割を占めた(図 1)。

図1 産業別外国人労働者数の割合(直接雇用)



このうち「製造業」についてみると、「輸送用機械器具製造業」〔事業所数 1,211 所(製造業に占める構成比 11.4%)、外国人労働者数 24,449 人(同 25.8%)〕、「食料品、飲料等製造業」〔1,604 所(同 15.1%)、17,372 人(同 18.3%)〕、「電気機械器具製造業」〔1,076 所(同 10.1%)、10,220 人(同 10.8%)〕、「衣服・その他の繊維製品製造業」〔1,426 所(同 13.4%)、9,090 人(同 9.6%)〕などに従事する外国人労働者が多い。

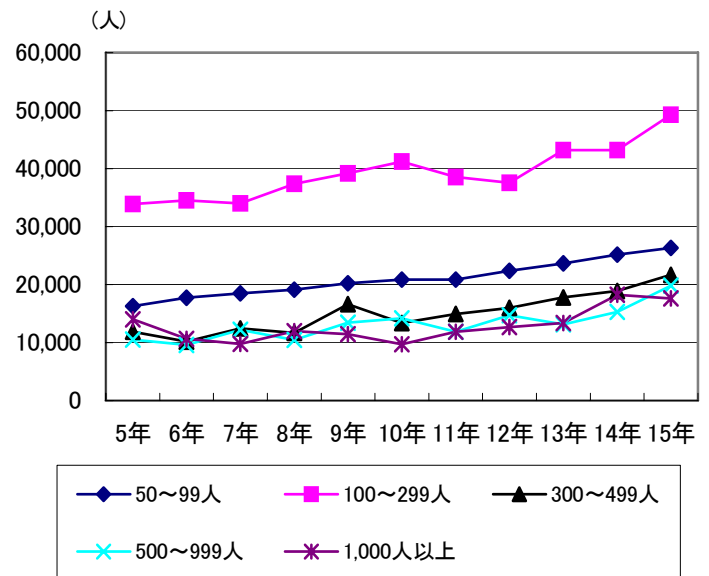
また、「情報通信業」では「情報サービス業」〔事業所数 765 所(情報通信業に占める構成比 82.7%)、外国人労働者数 3,198 人(同 81.6%)〕、「飲食店、宿泊業」では「一

般飲食店」〔事業所数 488 所（飲食店、宿泊業に占める構成比 51.0%）、外国人労働者数 8,995 人（同 77.6%）〕、「教育、学習支援業」では「教育」〔事業所数 815 所（教育、学習支援業に占める構成比 81.1%）、外国人労働者数 8,165 人（同 71.6%）〕、「サービス業（他に分類されないもの）」では「その他の事業サービス業」〔事業所数 844 所（サービス業（他に分類されないもの）に占める構成比 37.4%）、外国人労働者数 7,240 人（同 51.4%）〕に従事する外国人労働者が最も多く報告された。

② 事業所規模別

事業所規模別では、「100～299 人」規模が事業所数 5,854 所（構成比 28.4%）、外国人労働者数 49,276 人（同 31.3%）、「50～99 人」規模が 5,064 所（同 24.5%）、26,360 人（同 16.8%）で、これら 2 分類で事業所数、外国人労働者数ともに約 5 割を占めた（図 2）。

図2 事業所規模別外国人労働者数の推移



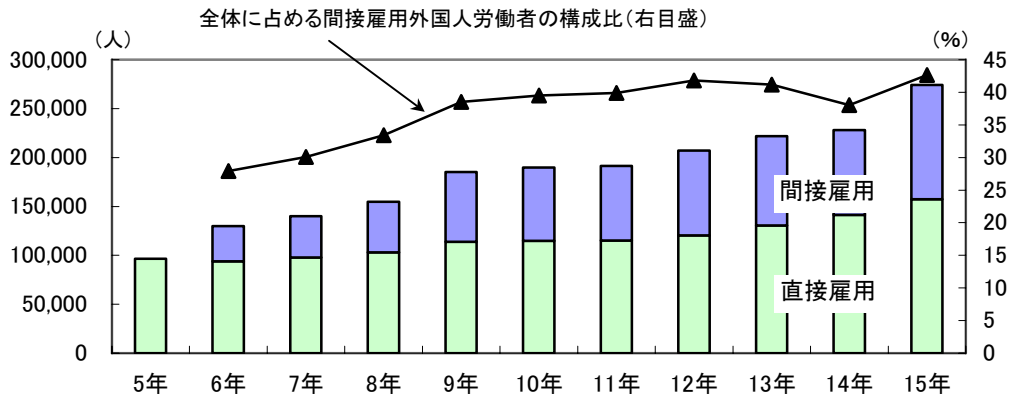
③ 1事業所当たり外国人労働者数  
外国人労働者数を事業所数で除した1事業所当たりの外国人労働者数は7.6人(前年7.4人)であった。

(3) 間接雇用（表4）

間接雇用については、4,655 事業所（これには「直接雇用と間接雇用のいずれの形態も有する事業所」と「間接雇用の形態のみを有する事業所」が含まれる。）から間接雇用の形態で外国人労働者が就労しているとの報告を受け、間接雇用の外国人労働者数は 116,898 人であった。これは前年の報告結果と比べると事業所数は 683 所（対前年比 17.2%増）、外国人労働者数では 30,199 人（同 34.8%増）増加した。

延べ外国人労働者数に占める間接雇用の外国人労働者数の割合は、今年は 42.6%であり、前年（38.0%）に比べ上昇した（図3）。

図3 直接雇用・間接雇用の外国人労働者数  
および間接雇用の構成比の推移

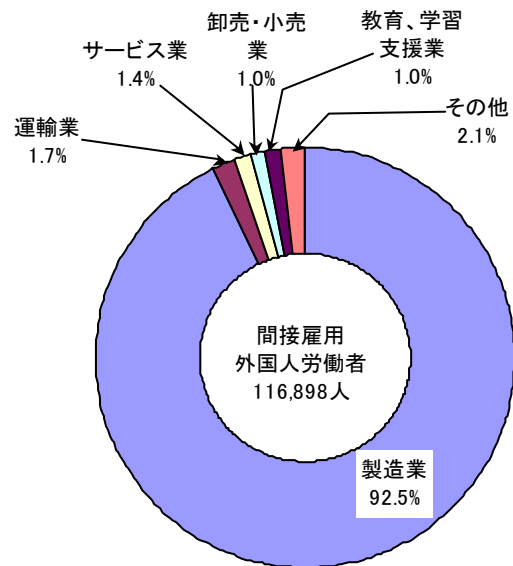


① 産業別

産業別では、事業所数、外国人労働者数ともに「製造業」が最も多く（それぞれ 3,646 所（構成比 78.3%）、108,478 人（同 92.8%））、大部分を占めている（図4）。

前年の報告結果と比べると、「製造業」において、事業所数は 477 所（対前年比 15.1%増）、外国人労働者数は 28,331 人（同 35.3%増）増加した。

図4 産業別外国人労働者数の割合（間接雇用）



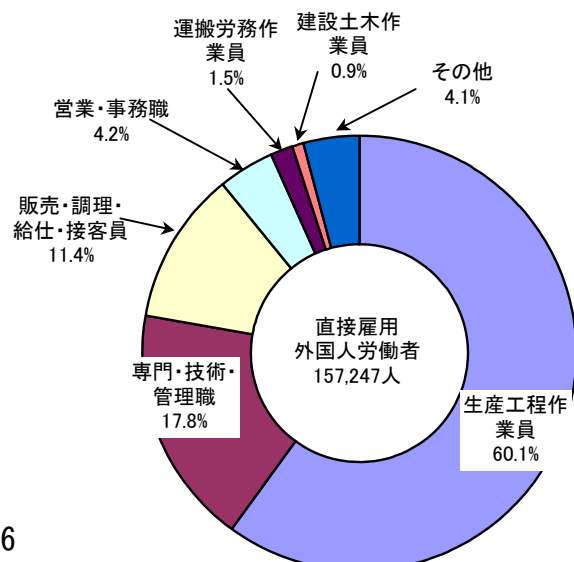
② 事業所規模別

事業所規模別にみると、「100～299人」規模が、事業所数 1,634 所（構成比 35.1%）、外国人労働者数 40,847 人（同 34.9%）で最も多かった。

③ 1事業所当たりの外国人労働者数

1事業所当たりの外国人労働者数は、25.1人（前年 21.8人）であった。また、50人以上規模の事業所では、29.2人（同 25.5人）であった。

図5 職種別外国人労働者数の割合（直接雇用）



2 直接雇用の外国人労働者の属性

(1) 男女別（表5）

男女別では、男性 90,204 人（構成比 57.4%）、女性 67,043 人（同 42.6%）となっている。

(2) 職種別 (表5)

職種別では、「生産工程作業員」が94,464人(構成比60.1%)と最も多く、次いで「専門・技術・管理職」が28,014人(同17.8%)、「販売・調理・給仕・接客員」が17,854人(同11.4%)となっている。この3職種で全体の約9割を占めた(図5)。

これら3職種はいずれも前年から増加したが、特に「生産工程作業員」と「販売・調理・給仕・接客員」が、対前年比でそれぞれ15.4%増、12.3%増と高い伸びを示した。

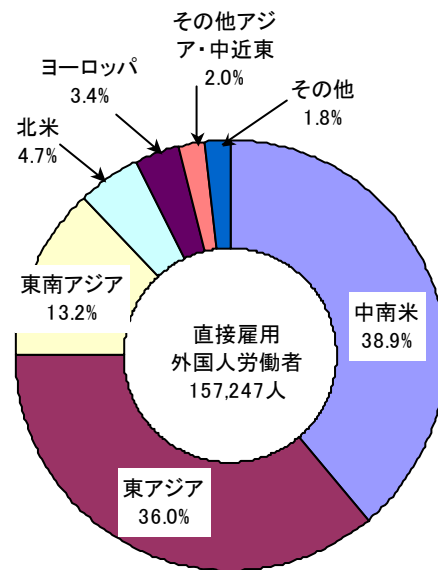
(3) 出身地域別 (表5)

出身地域別では、「中南米」地域出身者が61,172人(構成比 38.9%)と最も多く、次いで「東アジア」地域出身者が56,553人(同 36.0%)、「東南アジア」地域出身者が20,732人(同 13.2%)の順となっており、この順序は、前年と同じであった(図6)。

前年との比較では、「その他アジア・中近東」、「東南アジア」、「東アジア」地域出身者が、対前年比でそれぞれ18.3%増、16.7%増、15.8%増となっており、アジア地域出身者が高い伸びを示し、「ヨーロッパ」、「北米」はやや減少した。

なお、「中南米」地域出身者のうち「日系人」は55,193人であり、中南米地域出身者のうちの90.2%を占めた。

図6 出身地域別外国人労働者数の割合(直接雇用)



(参考) ここでいう各出身地域に含まれる国は、以下のとおり。

東アジア……中国(香港等を含む。)、韓国

東南アジア…フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、カンボジア、ラオス、ブルネイ

その他アジア・中近東……インド、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ、ネパール、モンゴル、イラン、トルコ、イスラエル等

北米……アメリカ、カナダ

中南米……ブラジル、ペルー、ボリビア、アルゼンチン、コロンビア、パラグアイ、メキシコ、チリ等

ヨーロッパ…イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、アイルランド、スウェーデン、ロシア、ルーマニア、ポーランド等

その他……エジプト、ガーナ、ナイジェリア等アフリカ諸国、オーストラリア、ニュージーランド等オセアニア諸国

(4) 在留資格別 (表5)

在留資格別では、「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」(以下「就労の制限なし」という。)は87,214人(構成比 55.5%)と全体の約半数を占め、次いで「特定の範囲で就労可能な在留資格」(以下「特定の範囲」という。)は28,849人(同 18.3%)となっており、両者合わせて全体の約4分の3を占めた。「特定の範囲」のうち「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格は16,898人(特定の範囲に占める構成比 58.6%)と約6割を占めている。対前年比は、「留学・就学(アルバイト)」(対前年比 23.8%増)及び「特定活動(技能実習生)」(同 21.1%増)、「就労の制限なし」(同 16.8%増)において高くなっている。



**(参考)「特定の範囲で就労可能な在留資格」は、以下の在留資格が該当する。**

教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、  
人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能

(5) 職種別正社員率 (表6、表7)

直接雇用の外国人労働者のうち正社員として雇用される者の割合 (以下「正社員率」という。) をみると、全体では 25.8%であり、前年(29.5%)に比べ低下した。ここでいう正社員とは、「期間の定めのない雇用契約の下で就労し、1日または1週の所定労働時間が、通常の労働者より短くない者」のことである。したがって、外国人労働者のうち約7割が、雇用契約に期間の定めがあったか、あるいは所定労働時間が通常の労働者より短かったことになる。

職種別にみると、「営業・事務職」(正社員率 70.0%)、「専門・技術・管理職」(同 57.7%)は正社員率が高く、「販売・調理・給仕・接客員」(同 6.8%)、「生産工程作業員」(同 17.7%)は正社員率が低い。

また、産業別にみると、正社員率は「教育、学習支援業」が 34.5%、「卸売・小売業」が 30.3%、「サービス業」が 27.6%、「製造業」が 22.4%、「飲食店、宿泊業」が 7.7%となっており、「飲食店、宿泊業」が低くなっている。業種別にみた場合においても、それぞれで概ね「営業・事務職」及び「専門・技術・管理職」の正社員率が高くなっている。

事業所規模別にみると、「50～99人」で 29.2%、「100～299人」で 27.1%となっており、相対的に正社員率が高くなっている。

### 3 直接雇用の外国人労働者の産業別、事業所規模別特徴

(1) 産業別特徴 (表8)

産業別にみると、「製造業」では、「生産工程作業員」が 85,173人で 89.9%を占め、出身地域別では 51,980人(構成比 54.9%)が「中南米」出身者であり、在留資格別では「就労の制限なし」が 65,325人(同 69.0%)で最も割合が高い。

「サービス業」では、「生産工程作業員」が 5,005人で 35.5%を占め、出身地域別では、「東アジア」(5,604人、構成比 39.8%)や「中南米」(4,524人、同 32.1%)が多く、在留資格別では、「就労の制限なし」(7,965人、同 56.5%)の割合が最も高い。

「飲食店、宿泊業」では、「販売・調理・給仕・接客員」が 10,945人で 94.4%を占め、出身地域別では、「東アジア」(9,477人、構成比 81.7%)が多く、在留資格別では、「留学・就学(アルバイト)」(7,745人、同 66.8%)の割合が最も高い。

「教育、学習支援業」では、「専門・技術・管理職」が 10,698人で 93.8%を占め、出身地域別では、「北米」(4,552人、構成比 39.9%)が多く、在留資格別では、「特定の範囲」(8,449人、同 74.0%)の割合が最も高い。

「卸売・小売業」では、「販売・調理・給仕・接客員」が 4,918人で 48.3%を占め、出身地域別では、6,414人(構成比 62.9%)が「東アジア」出身者であり、在留資格別では「留学・就学(アルバイト)」(3,580人、同 35.1%)や「就労の制限なし」(3,288人、同 32.3%)の割合が高い(図7、図8)。

図7 産業別・職種別外国人労働者数の割合(直接雇用)

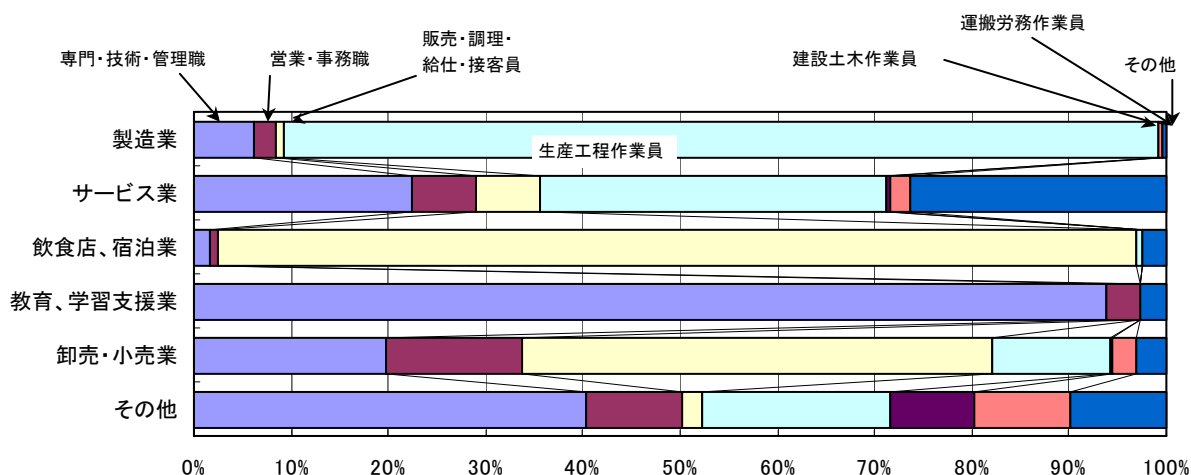
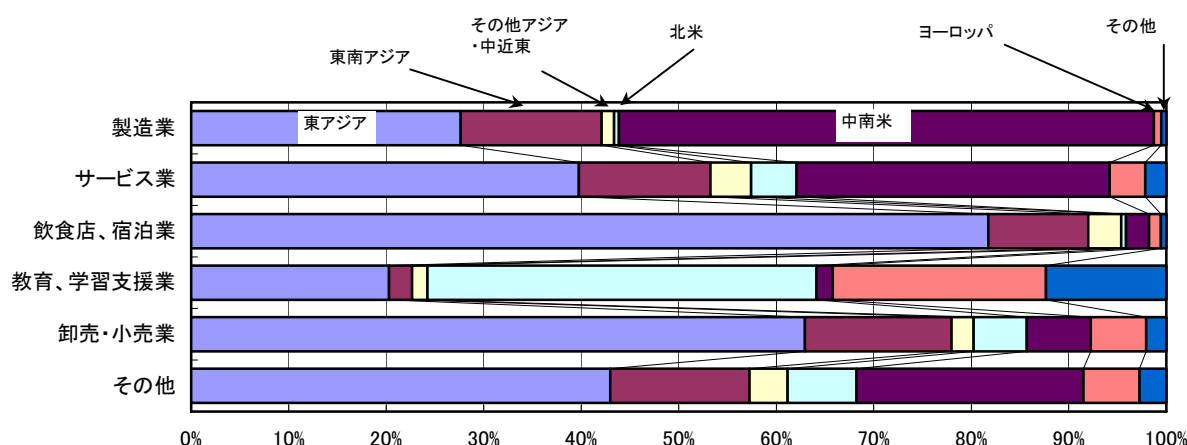


図8 産業別・出身地域別外国人労働者数の割合(直接雇用)



(2) 事業所規模別特徴 (表9)

本報告は、原則として50人以上規模の全事業所に公共職業安定所が報告を求めるとともに、49人以下規模の事業所については、地域の実情や行政上の必要性に応じ、報告を求めているところである。この点を踏まえ、事業所規模別の特徴を精査して捉えるため、ここでは、50人以上規模事業所に限定して記述することとする。

「50～99人」規模は50人以上規模計の外国人労働者数の約2割を占めた。これを職種別にみると、「生産工程作業員」(構成比68.6%)が、50人以上規模計(同58.0%)に比べ構成比が高くなっている。出身地域別にみると、「東アジア」(同39.0%)、「東南アジア」(同17.8%)が、50人以上規模計〔「東アジア」(同34.4%)、「東南アジア」(同12.3%)〕に比べて高くなっている。在留資格別にみると、「特定活動(技能実習生)」(同20.3%)が、50人以上規模計(同9.3%)に比べて高い。

「100～299人」規模は、50人以上規模計の36.6%を占め、最も外国人労働者数が多い。職種別では「生産工程作業員」(構成比66.8%)、出身地域別では「中南米」(同45.2%)、在留資格別では「就労の制限なし」(同63.6%)の割合が、それぞれ50人以上規模計〔「生産工程作業員」(同58.0%)、「中南米」(同40.6%)、「就労の制限なし」(同48.2%)〕に比べて高くなっている。

一方、「1,000人以上」規模をみると、職種別では「専門・技術・管理職」（構成比36.9%）、「販売・調理・給仕・接客員」（同37.8%）の割合が50人以上規模計（それぞれ同19.0%、同12.6%）に比べて高くなっている一方、「生産工程作業員」（同12.2%）の割合が50人以上規模計（同58.0%）に比べて低くなっている。出身地域別では「東アジア」（同57.1%）等の割合が50人以上規模計（同34.4%）に比べて高く、「中南米」出身者（同8.4%）の割合が50人以上規模計（同40.6%）に比べて低くなっている。在留資格別にみると、「特定の範囲」（同40.5%）、「留学・就学（アルバイト）」（同29.9%）が50人以上規模計（それぞれ同21.8%、同13.3%）と比べて高くなっている一方、「就労の制限なし」（同24.8%）が50人以上規模計（同48.2%）と比べて低くなっている。

事業所規模が大きくなるほど、「生産工程作業員」の割合が低下し、「専門・技術・管理職」、「北米」及び「ヨーロッパ」出身者、「留学・就学（アルバイト）」の割合が高くなる傾向がみられる（図9、図10）。

図9 事業所規模別・職種別外国人労働者数の割合（直接雇用）

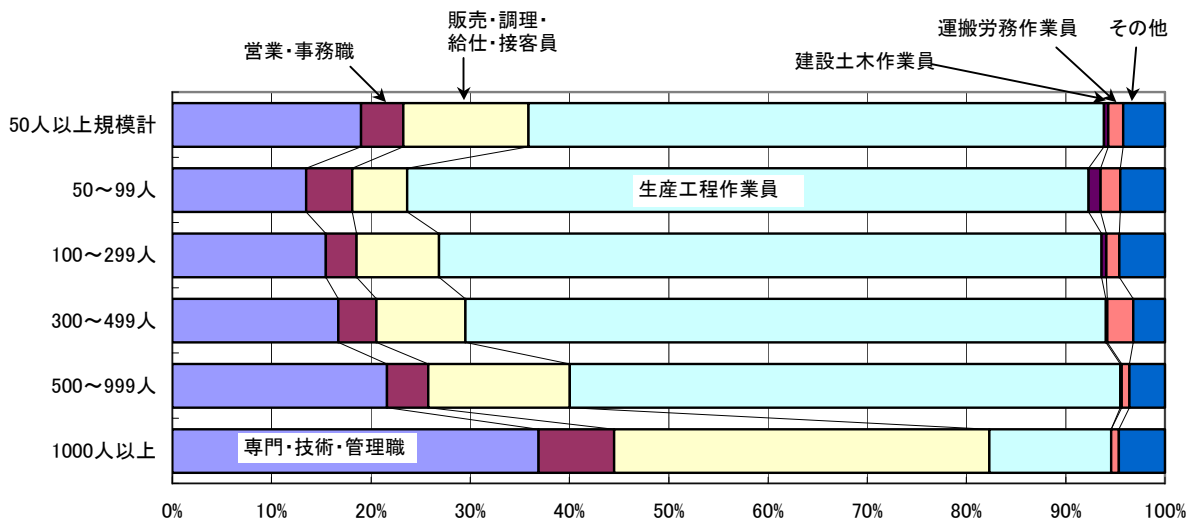
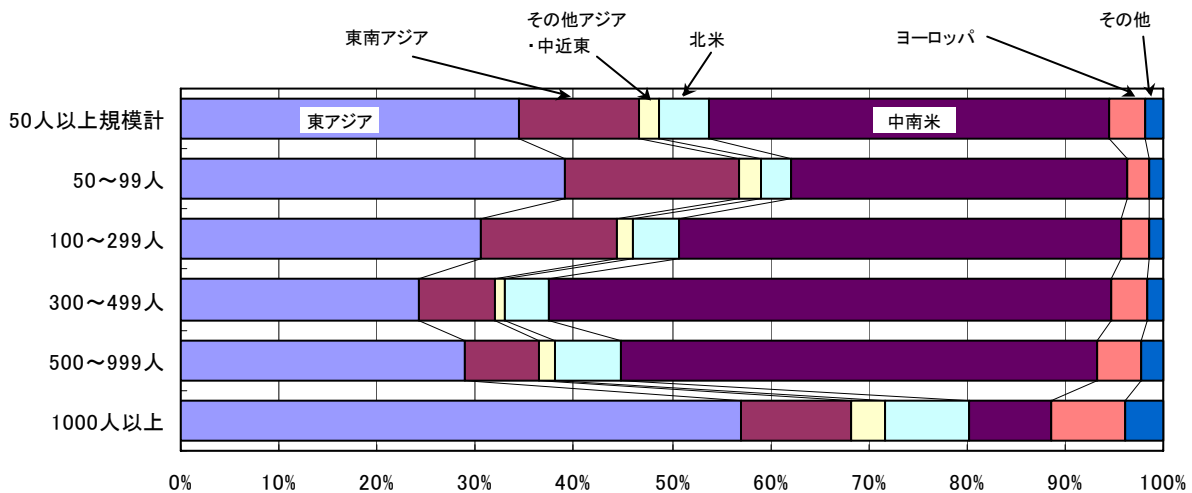


図10 事業所規模別・出身地域別外国人労働者数の割合（直接雇用）



#### 4 直接雇用の外国人労働者の入職、離職状況（表 10）

過去 1 年間の入離職の状況は、入職者が 91,307 人、離職者が 69,531 人であり、前年の報告結果と比べると、入職者が 15,535 人(対前年比 20.5%増)、離職者が 11,412 人(同 19.6%増)増加した。入職率(直接雇用されている外国人労働者数に対する過去 1 年間に直接雇用によって雇い入れられた者の数(雇入れ数)の割合)は 58.1%、離職率(直接雇用されている外国人労働者数に対する過去 1 年間の離職者数の割合)は 44.2%、入職超過率(直接雇用されている外国人労働者数に対する過去 1 年間の雇入れ数から離職者数を引いた数の割合)は 13.8%で、前年に比べ、それぞれ 4.5%ポイント、3.1%ポイント、1.3%ポイント上昇した。

#### 5 主として労働者派遣・請負事業を行っている事業所の外国人労働者雇用の状況(表 11、表 12)

外国人を直接雇用している事業所 20,642 所、外国人労働者数 157,247 人のうち、主に労働者派遣・請負事業を行っている事業所(以下「派遣・請負事業所」という。)は 1,766 所、外国人労働者数は 46,830 人で、構成比はそれぞれ 8.6%、29.8%を占め、前年との比較では、それぞれ 32.6%増、26.1%増となった。一事業所あたりの外国人労働者数は 26.5 人であり、派遣・請負事業所以外(5.8 人)に比べて約 5 倍となっている。

事業所規模別に見ると、事業所数・外国人労働者数ともに「100～299 人」規模が最も多く、事業所数 556 所(構成比 31.5%)、外国人労働者 17,819 人(同 38.1%)であった。

また、職種別、出身地域別、在留資格別では、派遣・請負事業所に直接雇用されている外国人労働者は、それぞれ「生産工程作業員」(40,555 人、構成比 86.6%)、「中南米」(38,542 人、同 82.3%)、「就労の制限なし」(42,755 人、同 91.3%)が最も多い。

#### 6 地域別の事業所数、外国人労働者数及びその特徴

##### (1) 都道府県別特徴（表 13）

###### ① 直接雇用

直接雇用で外国人労働者を雇用している事業所数は、東京都(4,167 所)、愛知県(1,490 所)、神奈川県(1,322 所)、大阪府(1,260 所)、静岡県(1,191 所)、の順で、外国人労働者数は、東京都(28,447 人)、愛知県(22,142 人)、静岡県(16,865 人)、神奈川県(9,515 人)、大阪府(7,679 人)の順で多い。また、いずれも上位の 5 都府県で全体の約 5 割を占めている。

在留資格別に外国人労働者数をみると、「特定の範囲」は東京都(11,842 人)が最も多く、「就労の制限なし」は愛知県(17,715 人)、静岡県(14,503 人)で多い。

###### ② 間接雇用

間接雇用されている外国人労働者数については、愛知県(20,468 人)、静岡県(18,803 人)、東京都(8,859 人)、三重県(8,043 人)、長野県(7,792 人)の順で多く、東海地方とその近接県及び東京都で上位 5 都府県を占めており、これらで全国の間接雇用の外国人労働者数の 5 割以上を占めている。

##### (2) ブロック別特徴（表 14）

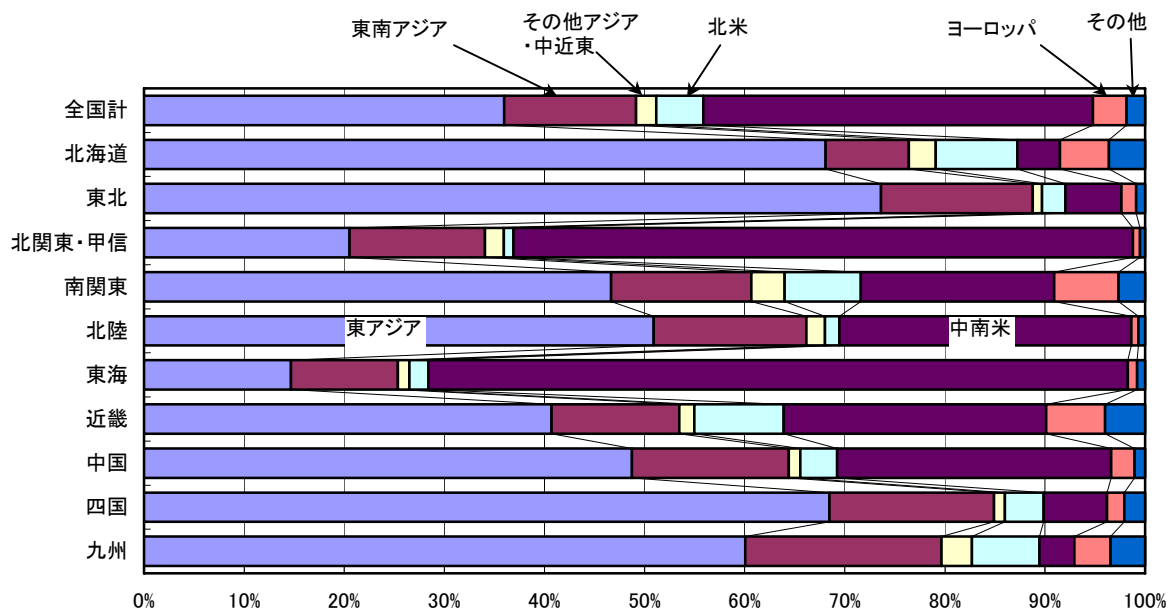
外国人労働者数について、ブロック別にみると、「南関東」、「東海」、「近畿」、「北関東・甲信」の順に多くなっている。

これらのうち、「東海」、「北関東・甲信」は、職種別では「生産工程作業員」（それぞれ構成比 82.5%、80.8%）、出身地域別では「中南米」（同 69.9%、61.9%）、在留資格別では「就労の制限なし」（同 79.2%、76.4%）がそれぞれ最も高くなっている。

「南関東」は、職種別では「生産工程作業員」（構成比 32.3%）、「専門・技術・管理職」（同 29.1%）、「販売・調理・給仕・接客員」（同 21.7%）、出身地域別では「東アジア」（同 46.7%）、在留資格別では「就労の制限なし」（同 43.8%）「特定の範囲」（同 31.6%）、「留学・就学（アルバイト）」（同 20.3%）がそれぞれ高くなっている。

「近畿」は、職種別では「生産工程作業員」（構成比 48.3%）、「専門・技術・管理職」（同 31.2%）、出身地域別では「東アジア」（同 40.7%）、在留資格別では「就労の制限なし」（同 42.2%）、「特定の範囲」（同 30.6%）がそれぞれ最も高くなっている（図 11）。

図 11 ブロック別・出身地域別外国人労働者数の割合（直接雇用）



（参考） ここでいうブロックは、以下のとおり。

- 北海道……………北海道
- 東 北……………青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
- 北関東・甲信…茨城、栃木、群馬、山梨、長野
- 南関東……………埼玉、千葉、東京、神奈川
- 北 陸……………新潟、富山、石川、福井
- 東 海……………岐阜、静岡、愛知、三重
- 近 畿……………滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
- 中 国……………鳥取、島根、岡山、広島、山口
- 四 国……………徳島、香川、愛媛、高知
- 九 州……………福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

## 7 今後6カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定の有る事業所の状況（表15）

報告を行った事業所のうち、今後6カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定の有る事業所（以下「雇入予定事業所」という。）の数は2,978所で、全体の12.9%であった。また、産業別にみると、製造業(1,875所)、サービス業（他に分類されないもの）(270所)、卸売・小売業(195所)で、雇入予定事業所が多くなっている。

## 8 過去10年間の外国人労働者雇用の推移（表16～表19）

本調査における過去10年間の外国人労働者雇用の推移をみると、平成6年度と今年度とでは、報告を受けた外国人を雇用している事業所数は14,277所から23,142所、外国人労働者数は130,030人から274,145人となった。過去10年間の産業別、事業所規模別、職種別、出身地域別、在留資格別推移は表16から表19のとおりである。

## 参考資料〔表1～表19〕について

### 【注意事項】

以下の参考資料は、外国人労働者の雇用状況について事業所ごとに年1回報告を行う「外国人雇用状況報告制度」の結果をもとに取りまとめたものである。

本制度は、事業主の協力に基づくものであり、外国人労働者を雇用している事業所を全数把握しているものではないことに御留意願いたい。

また、本制度は、従業員50人以上規模の事業所については全事業所を、また、従業員49人以下規模の事業所については一部の事業所（各地域の実情や行政上の必要性に応じて選定）を対象に、公共職業安定所が報告を求めているものである。

なお、平成14年3月に日本標準産業分類が改訂され、平成14年10月1日から適用されたことを受け、本制度についても今年度から改訂後の日本標準産業分類を適用している。前年比の算出に当たっては、外国人雇用対策課において平成14年度のデータを改訂後の産業分類に置き換え、再集計を行った。

以上の点を踏まえた上で、以下の参考資料〔表1～表19〕を参照されたい。

### 【用語の解説】

#### 1. 雇用形態について

- ①直接雇用；事業所において直接雇用契約を交わして労働者を雇っている場合のこと。
- ②間接雇用；直接雇用以外の形態で、労働者派遣、請負等により事業所内で就労している場合のこと。

#### 2. 職種について

##### ①専門・技術・管理職

研究者、技術者、弁護士、公認会計士等の専門的・技術的職業及び会社・団体の役員、会社・団体の管理職員等の管理的職業。

##### ②営業・事務職

営業の活動に従事する者及び一般事務員、会計事務員、事務用機器操作員等の営業・事務的職業。

##### ③販売・調理・給仕・接客員

小売店主、卸売店主、販売員、調理人、接客係等の販売・調理・給仕・接客的職業。

##### ④生産工程作業員

一般機械器具組立・修理作業員、衣服・繊維製品製造業者等の製品生産工程作業に従事する職業。

##### ⑤建設土木作業員

建設作業員、大工、配管工、土木作業員等に従事する職業。

##### ⑥運搬労務作業員

貨物の運搬・積み卸し・配達及びこん包等の作業に従事する職業。

##### ⑦その他

①～⑥の職種に属さない職業。

#### 3. 在留資格について

##### ①特定の範囲で就労可能な在留資格

教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能の在留資格

##### ②就労の制限がない在留資格

日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者の在留資格

#### 4. 正社員について

ここにいう正社員とは、期間の定めのない雇用契約の下で就労し、1日または1週間の所定労働時間が、通常の労働者より短くない者をいう。なお、技能実習生は、ここでいう正社員には含まれていない。